

議案第74号

大田原市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

大田原市空家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「個々の空家等の状況及び対応方針等」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 空家等の状況、対応方針等に関すること。
- (2) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他空家等の対策に関し必要な事項

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。